

○広報いしおか広告掲載取扱要綱

平成17年10月 1 日

告示第18号

改正 平成19年 3 月16日告示第118号

平成19年 8 月28日告示第412号

平成23年 1 月31日告示第28号

平成24年 2 月29日告示第43号

平成24年 9 月28日告示第328号

平成25年 3 月29日告示第129号

令和 5 年10月10日告示第830号

(趣旨)

第1条 この告示は、広報いしおかに掲載する広告の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(掲載の範囲等)

第2条 掲載することのできる広告は、公共性を損なうおそれのないものでなければならない。

2 次に該当する広告は、掲載することができない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に該当するもの

(2) 政治団体又は宗教団体に関するもの

(3) 政治活動又は宗教活動に関するもの

(4) 個人若しくは団体の意見広告又は個人の宣伝となるもの

(5) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの

(6) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれがあるもの

(7) その他掲載広告として不適当と市長が認めるもの

3 市区町村税等の滞納があるものの広告は、掲載しないものとする。

(平23告示28・平24告示43・平24告示328・一部改正)

(掲載の位置)

第3条 広告を掲載する位置は、表紙と最終ページを除く 6 ページ以内とし、各ページの最終段とする。

(掲載の方法)

第4条 広告掲載の順位は、受付順とする。

2 広告掲載は、毎月1日号とする。

(平19告示412・令2告示646・一部改正)

(掲載の割付)

第5条 掲載する広告の割付については、市長公室長が決定する。

(平19告示118・平25告示129・一部改正)

(広告料)

第6条 広告料は、掲載1回につき、次のとおりとする。

規格	広告料 (円)
1 段 (タテ45mm×ヨコ174mm)	20,000
半段 (タテ45mm×ヨコ84mm)	10,000

(平23告示28・一部改正)

(申込み及び決定)

第7条 広告の掲載を希望する者（申込を代理する者がいる場合はその者を含む。以下「申込者」という。）は、広報いしおか広告掲載申込書（様式第1号）に必要事項を記入のうえ、掲載希望号発行日の1箇月前までに、掲載しようとする広告原稿を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市内に住所（法人の場合は事務所又は事業所）を有しない申込者は、市区町村税の完納証明書を出し示るものとする。

3 市長は、第1項の申込書の提出があったときは、速やかに広告掲載審査会（以下「審査会」という。）に諮り、掲載の可否を決定し、広報いしおか広告掲載決定通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

(平19告示412・平23告示28・一部改正, 平24告示328・旧第8条繰上・一部改正・令5告示830・一部改正)

(掲載料の納入)

第8条 広告掲載の決定通知を受けた者（以下「広告掲載者」という。）は、市長の指定する期日（以下「指定期日」という。）までに広告掲載料を納入しなければならない。

(平24告示328・旧第9条繰上)

(広告の作成及び提出)

第9条 広告原稿は、広告掲載者が作成し、市が指定する日までに提出するものとする。

(平23告示28・一部改正，平24告示328・旧第10条繰上)

(掲載料の還付)

第10条 納入済の広告掲載料は，還付しない。ただし，広告掲載者の責めによらない理由によって広告の掲載ができなかったときは，この限りでない。

(平24告示328・旧第11条繰上)

(掲載の取消し)

第11条 市長は，指定期日までに広告掲載料の納入がなかったときは，広告の掲載を取り消すことができる。

(平24告示328・旧第12条繰上)

(審査会)

第12条 広報いしおかに掲載する広告についての適正な運営を図るため，審査会を秘書広聴課に置く。

2 審査会は，広告の選定について審議し，市長に報告しなければならない。

3 審査会は，市長公室長，市長公室次長，秘書広聴課長その他市長公室長が指名するものをもって構成する。

(平19告示118・一部改正，平24告示328・旧第13条繰上，平25告示129・一部改正)

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか，必要な事項は，別に定める。

(平24告示328・旧第14条繰上)

附 則

この告示は，平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成19年3月16日告示第118号）

この告示は，平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年8月28日告示第412号）

この告示は，平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成23年1月31日告示第28号）

この告示は，平成23年2月1日から施行する。

附 則（平成24年2月29日告示第43号）

この告示は，平成24年3月1日から施行する。

附 則（平成24年9月28日告示第328号）

この告示は，平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成25年 3 月29日告示第129号）

この告示は，平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年10月10日告示第830号）

この告示は，令和 5 年10月10日から施行する。

広報いしおか広告掲載申込書

年 月 日

石岡市長 宛

申込者住所
氏名又は名称
電 話

※団体に当たっては、主たる事業所の所在地、名称及び
代表者の氏名を記入してください。

申込を代理する者住所
氏名又は名称
電 話

※団体に当たっては、主たる事業所の所在地、名称及び
代表者の氏名を記入してください。

「広報いしおか」に次のとおり広告を掲載したいので、原稿を添えて申し込みます。

掲載号(掲載を希望する号の下欄に、◎又は○を付けてください。)

年5月1日号	6月1日号	7月1日号	8月1日号
9月1日号	10月1日号	11月1日号	12月1日号
年1月1日号	2月1日号	3月1日号	4月1日号

◎印 1段, ○印 半段

*1ページは、5段で構成する。

*1段とは、1ページの1段分をいう。

*半段とは、1ページの1段分の2分の1をいう。

*申込者及び申込を代理する者の最新の完納証明書を添付してください。

令和 年 月 日

広報いしおか広告掲載決定通知書

様

石岡市長

年 月 日付けで申込みのありました広告の掲載について、下記のとおり決定したので、通知します。

記

1 次の条件を付して掲載する。

（1） 掲載号

掲載申し込み号

（2） 広告掲載の決定通知を受けた者は、市長の指定する期日までに広告掲載料を納入しなければならない。

（3） 次のいずれかに該当するときは、この決定通知を変更し、又は解除することができる。

ア 広報いしおかの発行上重要な変更が生じたとき。

イ 広報いしおかの編集上重要な支障が生じたとき。

（4） （3）による決定通知の変更又は解除の結果、申込者に損害が生じても、市は賠償の責任を負わない。

様式第 1 号（第 7 条関係）

（平24告示328・全改）

（令 5 告示830・一部改正）

様式第 2 号（第 7 条関係）

（平19告示412・平24告示328・一部改正）